

## 別記 8 移転料等算定様式

## 物 件 移 転 料 等 総 括 表

		整理番号	
被補償者の 氏名又は名称			
被補償者の住所又は 主たる事務所の所在地			
採用単価	年度	消費税相当額補償の要否	要・不要

	区 分	補 償 額	摘 要
	建物移転料		
内 訳	木造建物		棟            m <sup>2</sup>
	非木造建物		棟            m <sup>2</sup>
	工作物移転料		
内 訳	機械設備		
	附帯工作物		
	庭 園		
	墳 墓		
	動産移転料		
	立竹木補償金		
	仮住居補償金		
	家賃減収補償金		
	借家人補償金		
	移転雑費補償金		
	営業休止補償金		
	計		

特 記 事 項

請 負 者	
-------	--

建物移転料算定表[再築工法]

所在地		算定者		整理番号						
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否						
所有者住所		採用単価		増築の有無(木造・同種構造)						
				要・否 有(○棟)・無						
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考		
基本事項	構造・用途	(1)								
	延床面積	(2)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	建築面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月				
	標準耐用年数	(5)		年	年	年				
	経過年数	(6)		年	年	年				
工事費等	建築	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)						
		共通仮設費	(8)	(7)×(木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て	
		純工事費	(9)	(7)+(8)						
		諸経費	(10)	(9)×((9)+(16)に対応する率(一発注単位))+資力確保費用	%	%	%		100円未満切り捨て	
	解体	建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)						
		直接工事費	(12)	工事費						
		共通仮設費	(13)	(12)×(木造:3%、非木造:(12)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て	
		純工事費	(14)	(12)+(13)						
		廃材運搬費	(15)							
		小 計	(16)	(14)+(15)						
		諸経費	(17)	(16)×((9)+(16)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て	
	補償額	同種同等	廃材処分費	(18)						
			取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)					
			建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)					
再築補償率 <sup>※1</sup>			(21)							
現在価額+運用益損失額 <sup>※1</sup>			(22)	(20)×(21)					1円未満切り捨て	
取りこわし工事費			(23)	(19)						
照応建物		法令改善費運用益損失額	(24)							
		小 計	(25)	(22)+(23)+(24)						
		消費税等相当額	(26)	(25)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
		△発生材価額	(27)							
		補償額	(28)	(25)+(26)-(27)						
		建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11)従前建物の推定再建築費						
		再築補償率 <sup>※1</sup>	(30)							
現在価額+運用益損失額 <sup>※1</sup>	(31)	(29)×(30)					1円未満切り捨て			
現価率	(32)									
従前建物の現在価額	(33)	(29)×(32)					1円未満切り捨て			
照応建物の推定建築費	(34)									
推定再建築費等の差額 <sup>※2</sup>	(35)	(34)-(29)								
取りこわし工事費	(36)	(19)								
法令改善費運用益損失額	(37)									
小 計	(38)	(31)+(35)+(36)+(37)								
消費税等相当額	(39)	(38)×消費税等の税率					1円未満切り捨て			
△発生材価額	(40)									
補償額	(41)	(38)+(39)-(40)								

※1 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

※2 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≥(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。

推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+((34)-(33))×{1-1/(1+r)<sup>n</sup>)+(36)+(37)とする(r:年利率、n=従前建物の残耐用年数)。









## 非木造建物調査・算定概要書

	調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号					
建物所在地										
建物所有者の氏名又は名称				建物所有者の住所又は主たる事務所所在地						
番号	A 棟	B 棟	C 棟	D 棟						
構造										
用途										
建物面積 (延床面積)	1階	m <sup>2</sup>	1階	m <sup>2</sup>	1階	m <sup>2</sup>	1階	m <sup>2</sup>	1階	m <sup>2</sup>
	2階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>
	3階	m <sup>2</sup>	3階	m <sup>2</sup>	3階	m <sup>2</sup>	3階	m <sup>2</sup>	3階	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
建築年月 〔確認資料〕	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
経過年数	年		年		年		年		年	
移転工法										

	積算年月	年 月	調査者		採用単価	年度
算定概要					消費税相当額補償の要否	要・不要

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

木造建物解体直接工事費計算書

建物所有者				整理番号			
解体直接工事費							
工種		計算内訳				解体直接工事費	
① 上屋解体工事費						①計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	
②-1 基礎撤去費(布基礎)						②計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	
②-2 基礎撤去費(束石)							
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	
②-3 基礎撤去費(べた基礎)							
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	
			m <sup>2</sup>				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	
			m				
②-4 基礎撤去費(独立基礎)							
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	
②-5 基礎撤去費(土間コンクリート)							
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	
③ 建築設備等解体工事費						③計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額	

様式第5号

## 庭園移転料算定表

				積算年月	年 月	採用単価	年度	整理番号	
庭園所有者 の氏名又は名称				積算者		消費税相当額補償の要否			要・不要
種 別	単位	数量	金 額	備 考					
庭木等移転純工事費	式	1		立竹木補償金内訳表<庭木等>より					
庭石等工作物移転純工事費	式	1		工作物移転料内訳表より					
計(工事総額)									
設計・監督報酬料	式	1		設計・監督報酬料算出表より					
計									
諸 経 費	式	1		25%					
廃材処分費	式	1							
計									
消費税相当額	式	1		10%					
補 償 額									

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第6号(その1)

## 営業休止補償金算定表

名 称	
代表者の氏名	
所在地	
営業種目	

積算年月	年 月	調査番号	
採用単価	年度	積算者	
建物移転工法			
営業休止期間			
消費税相当額補償の要否		要 ・ 不要	
業 種 分 類			

補 償 項 目	計 算 式	金 額	摘 要
休業期間中の 収益減補償額	$\begin{aligned} & \text{(認定収益額)} \div 12\text{ヵ月} = \\ & \text{(1ヵ月当たり収益額)} \times \text{(休止期間)} \text{ヵ月} = \end{aligned}$		
得意喪失 補償額	$\begin{aligned} & \text{(売上高)} \div 12\text{ヵ月} = \\ & \text{(従前1ヵ月の売上高)} \times \text{(売上減少率)} \times \text{(限界利益率)} = \end{aligned}$		
固定的経費 の補償額	$\begin{aligned} & \text{(認定固定的経費)} \div 12\text{ヵ月} = \\ & \text{(1ヵ月当たり固定的経費)} \times \text{(休止期間)} \text{ヵ月} = \end{aligned}$		
休業(人件費) 補償額	$\begin{aligned} & \text{(1ヵ月当たり従前人件費)} \times \text{(休止期間)} \text{ヵ月} = \\ & \text{(1ヵ月当たり認定人件費)} \times \text{(休止期間)} \text{ヵ月} = \end{aligned}$		
移転広告費等	$\text{(移転広告費)} + \text{(開店祝費)} =$		
そ の 他			
計			
消費税相当額	$\times 10\% =$		
補 償 額			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。